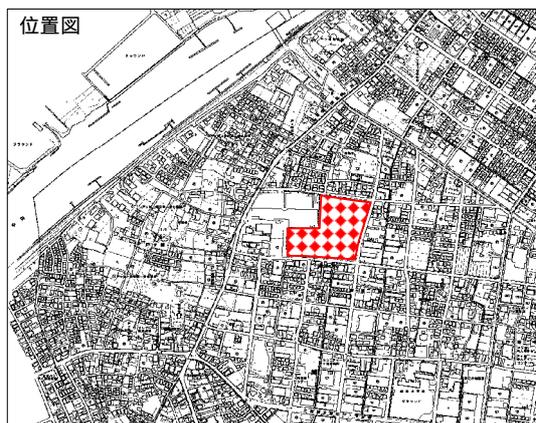


みんなですすめるまちづくり

戸ヶ崎二丁目地区の地区計画

低層住宅地として整備される戸ヶ崎二丁目地区は、地区計画を策定し、土地利用のすみ分けやオープンスペースの確保等を推進し、良好な居住環境の形成を目指します。



地区計画とは・・・

まちづくりに関するルールとしては、建築基準法における用途地域などの【全国一律のルール】があります。

「地区計画」は、地区の特性に応じてふさわしい良好な環境の市街地をつくるために、地区のみんなですすめていく【地区独自のルール】を都市計画で定めたものです。

戸ヶ崎二丁目地区では次のルールを定めています。

建築物の用途の制限

建物の使い方を制限し、用途の混在による市街地環境の悪化を防止します。

建築物の容積率の最高限度

建物の建詰まりを避け、良好な外部空間をつくります。

建築物の敷地面積の最低限度

敷地の狭小化による市街地環境の悪化を防止します。

壁面の位置の制限

道路や隣地への圧迫感をやわらげ、良好な外部空間をつくります。

建築物の高さの最高限度

隣地の良好な日照や通風のための外部空間をつくります。

建築物等の形態又は意匠の制限

周囲の景観と調和した、まとまりのある街並みをつくります。

垣又はさくの構造の制限

緑ゆたかでうるおいのある街並みや、災害に強い安全なまちづくりを目指します。